

令和2年5月28日

林弘法律事務所
弁護士 山 中 理 司 様

法務省大臣官房秘書課公文書監理室情報公開係
(代表03-3580-4111 (内線2036))

行政文書開示請求について（求補正）

標記について、下記のとおり補正を求めるので、本年6月11日（木）までに回答願います。

記

- 1 行政文書開示請求書の日付
令和2年4月9日（木）
- 2 法務省本省において行政文書開示請求書を受領した日付
令和2年4月13日（月）
- 3 請求する行政文書の名称等
全国の刑事施設における、新型コロナウィルス感染症の患者又は濃厚接触者の人数、発生時期及び発生場所を取りまとめた文書（最新版）
- 4 行政文書の保有状況及び確認を求める事項について
令和2年4月9日付け行政文書開示請求書（当方受領同年4月13日）の記1「請求する行政文書の名称等」欄に、上記3のとおり記載されたことについて、あなたの請求の趣旨に該当すると思われるものとして、法務省本省では、以下の行政文書を保有しています。

(1) 「職員・新型コロナウィルス感染症罹患者等把握報告書（報告庁：大阪拘置所）」

また、あなたの請求の趣旨に一部該当すると思われるものとして、法務省本省では、開示請求日時点での刑事施設の職員又は被収容者に新型コロナウィルスの感染が確認されたことについて公表した以下の行政文書を保有しています。

(2) 大阪拘置所職員が新型コロナウィルスに感染したことについて

(3) 東京拘置所の被収容者に新型コロナウィルスの感染が確認されたことについて

なお、上記（1）の行政文書は、大阪拘置所職員の罹患状況等について報告を受けたものであり、また、上記（2）及び同（3）の行政文書は、個別の感染事例が確認されたことについて公表したものであり、いずれも全国の刑事施設における新型コロナウィルス感染症の患者や濃厚接触者の人数、発生時期及び発生場

所について一覧として取りまとめたものではありませんので、念のために申し添えます。

つきましては、上記情報提供を踏まえ、請求をどうされるか回答願います。

5 開示請求手数料等について

上記4に記載されている行政文書を全て請求される場合、開示請求件数は2件（上記4（1）で1件、上記4（2）及び同（3）で1件）、開示請求手数料は600円となります。

現在、あなたからは開示請求手数料として収入印紙300円分を受領していますので、開示請求件数に応じて必要となる開示請求手数料を収入印紙により納付願います。